

The KeMCo Review 投稿規程

慶應義塾ミュージアム・コモンズ 編集委員会
2022年4月28日 作成／2024年6月10日改訂

1. 目的と内容

「The KeMCo Review」（カタカナ表記：ケムコ レビュー、以下「本誌」という）は、慶應義塾ミュージアム・コモンズ（以下「KeMCo」という）が、年1回発行する学術誌である。

KeMCoの活動に関連する諸領域を対象としており、これらの領域における、学内外の価値ある研究や実践の共有化を目的とする。以下に主なトピックを示すが、関連する投稿であれば幅広く受け付ける。

コモンズ、大学と文化財、展覧会、コレクション、オブジェクト・ベースト・ラーニング、カラーニング、オープン・エデュケーション、コミュニティとミュージアム、デジタル・ミュージアム、デジタル・ファブリケーション・ラボ、文化財関連情報、文化と情報技術、デジタル・アーカイヴ、デジタル・ヒューマニティーズ、オープン・サイエンス

2. 投稿資格

本誌への投稿資格は、以下のものが有する。

1. KeMCo 所員
2. 慶應義塾教職員および大学院生
3. 修士の学位を有する者もしくはこれと同等以上の研究者
4. 上記のものを投稿責任者とする著者グループ

3. 投稿原稿の内容と種別

本誌は、各号に特集を定め、以下の種別の投稿により構成する。また、特集の内容に応じて以下の論文種別以外の記事を掲載する場合もある。

1. 特集論文

著者のオリジナルな研究・開発・実践等の成果をまとめた、特集に関連する著述であり、学術的貢献が十分に認められるもの。

2. 特集研究ノート

著者のオリジナルな研究・開発・実践等の成果をまとめた、特集に関連する著述であり、今後の研究を発展・活性化させる契機となるもの。

3. 一般論文

著者のオリジナルな研究・開発・実践等の成果をまとめた、本誌の目的に関連する著述であり、学術的貢献が十分に認められるもの。

4. 研究ノート

著者のオリジナルな研究・開発・実践等の成果をまとめた、本誌の目的に関連する著述であり、今後の研究を発展・活性化させる契機となるもの。

4. 投稿の言語

特集論文、特集研究ノート、一般論文および研究ノートの使用言語は、日本語もしくは英語とする。

5. 投稿の条件

本誌は、以下の各号を満たす特集論文、特集研究ノート、一般論文および研究ノート（以下論文・ノート）の投稿を受け付ける。

1. オリジナルであること。
2. 論文・ノートが、審査を伴う刊行物に投稿中ではなく、投稿予定でもないこと。また、他刊行物に掲載あるいは掲載予定でもないこと。なお、論文・ノートの一部が既発表である場合は、既発表の論文等を参考文献に示し、既発表の論文等との関係あるいは相違点を明確に説明したものでなければならない。
3. 論文・ノートが、他者の著作権や人権を侵害していないこと。
4. 論文・ノートが、別に定める執筆要領に則して作成されていること。

6. 投稿の受付

- ・ 論文・ノートの投稿は、ウェブサイトの投稿フォームより、執筆要領に従って作成した原稿をアップロードする。
- ・ 論文・ノートの著者は、投稿にあたって、本投稿規程に同意したものとみなす。
- ・ 投稿された原稿は、採否にかかわらず返却しない。

7. 投稿の取り下げ

投稿を取り下げの場合は、理由書をもって申し出なければならない。なお、採択決定後は、原則として取り下げを認めない。

8. 審査

- ・ 論文・ノートは、査読者による審査を経て採録の可否を決定する。ただし、編集委員会の判断で査読を経ずに不採録とする場合がある。
- ・ 特集論文、一般論文は、原則として1名の内部査読者と1名の外部査読者の2名で査読を行う。特集研究ノート、研究ノートは、原則として2名の内部査読者で査読を行う。
- ・ 査読の結果は、「採録」、「条件付き採録」、「不採録」のいずれかとする。「条件付き採録」の場合、著者による修正、再査読は原則として1回とする。
- ・

9. 発行媒体

- ・ 本誌は、紙媒体および電子媒体で発行し、無料で頒布する。
- ・ 採録論文の著者には、紙媒体および電子媒体の本誌を 1 部と、抜刷相当の電子ファイルを支給する。

10. 著作権

- ・ 本誌に採録された論文・ノートの著作権は、著者に帰属する。
- ・ 本誌に採録された論文・ノートは、a「クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 ライセンス」、b「クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 4.0 国際 ライセンス」、c「クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際 ライセンス」のいずれかのもとに、紙媒体および電子媒体で公開される。著者は、採録決定時に、a から c のうちからライセンスを選択する。
- ・ 著者は、以下に該当する場合、KeMCo および KeMCo が許諾するものに対して、著作者人格権を行使しないものとする。
 1. 電子的配布ほか、配布および保存の方法の変更に伴う改変
 2. タイトルと概要を抽出して利用することに伴う改変
 3. 前各号の他の利用に伴う改変のうち、改変したことおよびその理由を明記したもの

11. 規程

本規程の改廃は、慶應義塾ミュージアム・コモンズ編集委員会が行う。

改訂

2024 年 6 月 10 日：論文種別の追加（特集研究ノート）